

市税は納期限内に納めましょう

7月～8月は市町村税徴収強化月間です

問い合わせ先 税務課 ☎(40)5554

市が提供する、福祉や教育をはじめ様々なサービスは、市税が主な財源の一つです。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期限内に税金をきちんと納めている大多数の方との公平性を欠くこととなります。

◆県内一斉の徴収強化月間

納税の公平と徴収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2014夏」として、栃木県滞納整理推進機構が主体となり、県と各市町が協働して、県内一斉に徴収の強化に取り組めます。

◆事情がある場合は相談を

災害、盗難、事業の廃止、病気等、やむを得ない事情や、多重債務などにより、納期ごとの納付が困難な場合は相談してください。徴収の猶予や分割納付をすることができるとあります。滞納になる前に税務課に納税相談をしてください。

◆税金を納め忘れると・・・

税金を納期限までに納めなかった方には、まず督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しなかったときには、市は滞納者の財産（預貯金、生命保険、不動産、給料、自動車、動産（電化製品や美術品、貴金属等）を差押えなければならぬことが法律で定められています。

差押財産の調査のため、滞納者の自宅などの調査を行う場合もあります。捜索時に発見された財産は、差押えされます。「捜索」とは、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。また、自動車のタイヤロックを行う場合もあります。差押えた自動車を運行、使用させないための措置（国税徴収法第71条）で運行不能状態にするものです。

徹底した財産調査と

積極的な差押えの実施に取り組みます

○財産調査

勤務先・年金支払者への照会、売掛金等、取引先への臨場調査・照会、預貯金、生命保険、登記簿等の調査、家宅等の搜索など

○差押え

給与、年金、売掛金、預貯金、生命保険、その他債権、家宅等の搜索による自動車、動産、不動産など

納税・滞納処分

Q&A

Q. うっかりしていて、市税を納め忘れて納期限が過ぎてしまった。今持っている納付書で納められますか。

A. 手持ちの納付書で納められませんが、納期限が過ぎて、お手持ちの納付書で、通知書に記載されている金融機関または、下野市役所各庁舎で納付することができます。納期限が過ぎてから納付する場合には、督促手数料や延滞金が加算されることがあります。

Q. 市税を納期限が過ぎても納付しないとどうなりますか。

A. 督促状が送付されても納付し

ない場合は、納税をしている方との公平性を保つため、財産を差押えることとなります。

Q. 財産の差押えをされた場合、どうすれば解除できますか。

A. 原則として、滞納税額を完納しない限り差押えは解除されません。

Q. 財産の差押えをされないためにはどのようにしたらよいですか。

A. 納税相談によって自身の収支状況をお伺いし、滞納額に応じ、分割（原則として納期限から1年以内）で完納見込みのある場合などは、差押えを行わないですむ場合があります。まずは、納税相談をしてください。



便利で簡単！

納税は便利で確実な口座振替 またはコンビニで

「通知を見落としした…」

「納付書をしまい忘れた…」など、つい、うっかりで納付を忘れてしまわないように、便利で確実な口座振替をお勧めします。また「銀行や市役所が開いている時間に納付に行けない…」等、忙しい方は、コンビニエンスストアで納付できます。（バーコード付き納付書による納付で納期限内に限る。）

